令和8年第9回農業委員会議事録

令 和 ８年 ９月 ２５日

下 妻 市 農 業 委 員 会

令和8年第9回下妻市農業委員会会議録

1. 日　時　　令和8年9月25日（金）　午後1時30分
2. 場　所　　下妻市役所3階　会議室3－1
3. 議　案

　第1号　農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
　第2号　農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について
　第3号　農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
　第4号　農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について
　第5号　現況証明書の交付決定について

4. 報　告

　第1号　農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
　第2号　農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番　塚田　敬之	2番　柳　久美子	4番　飯村　春夫
5番　平間　忍	6番　笠島　　修	7番　若本　忠彦
8番　鶴見　清忠	10番　羽賀　　茂	11番　飯塚　登志男
12番　吉川　利幸	13番　中山　　悟	14番　髙橋　克己
15番　稲川　斎美子	16番　草間　　進	17番　塚田　好克
18番　齋藤　孝夫		

欠席委員次のとおり

3番　飯島　晴彦	9番　石島　和美

出席職員次のとおり

局長　広瀬 和男　　局長補佐　杉田 由里子　　局長補佐　磯 和洋　　係長　富張 陽子

（午後1時30分　開会）

議長（会長　齋藤孝夫君）

ただいまから、令和 8 年第 9 回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、16 名であります。

欠席の届出は、3 番　飯島　晴彦　君　、9 番　石島　和美　君であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は、5 番　平間　忍　君、6 番　笠島　修　君　の両名を指名いたします。

議事に入る前に議案書の訂正がありますので説明願います。局長。

事務局長（広瀬和男君）

議案書の訂正について、ご説明申し上げます。

4 ページをお開き願います。

議案第 3 号処理番号 3 号につきまして、申請人の都合により取下げとなっております。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

1 ページをお開き願います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、5 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、長塚地内、登記、田、現況、畑、483 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 2 号、申請地、大串地内、畑、1,239 ㎡、申請理由は、所有地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 3 号、申請地、宗道及び加養地内、3 筆、田、合計 3,494 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人　茨城県農林振興公社が、先月の報告第 1 号により取得した農地の売渡しであります。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、五箇地内、畑、1,360 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人　茨城県農林振興公社が、先月の報告第 1 号により取得した農地の売渡しであります。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 5 号、申請地、鯨地内、畑、363 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第 1 号）

処理番号 1 号：吉川委員

議案第 1 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから東へ約 150 mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号：柳委員

議案第 1 号　処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、大宝公民館から南へ約 800mにあり休耕でしたが、きれいに管理されていました。9 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 3 号：飯村委員

議案第 1 号　処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから 500m 圏内にあり、水稲の作付けがされていました。9 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号：羽賀委員

議案第 1 号　処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、特別養護老人ホーム千代川さくら館から南東へ約 1.3km にあり、キャベツの作付がされていました。9 月 15 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号:飯塚委員

議案第 1 号　処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから南東へ約 450m にあり、休耕で、雑草が繁茂していました。9 月 15 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長　齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

処理番号 4 号について、譲渡する理由欄に、農地中間管理機構の特例事業の用に供するためとありますが、具体的にはどういうことでしょうか。

議長(会長　齋藤孝夫君)

事務局からお答え願います。

事務局(杉田由里子君)

こちらの中間管理機構の特例事業といいますのは、機構において売買をする基準がありまして、売買を受けて買う方、耕作者の方が、3ha 以上耕作していること、また売買される土地については、おおむね 1,000 ㎡以上であり、農振農用地の青地であることなどの基準がございます。

事務局長(広瀬和男君)

追加補足させていただきますと、そういった基準で、売買を行った場合で農地を売った方につきましては、譲渡所得税の特別控除が 800 万円まで受けられるということです。農地を買った方につきましても、登録免許税や不動産取得税が軽減される特例があります。以上でございます。

議長(会長　齋藤孝夫君)

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長(会長　齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。中山委員。

中山委員

処理番号1号と処理番号5号について、経営する面積規模からして、小規模の面積の畑を譲り受けることになっていますが、こちらはそれぞれ何を作るのか、お聞きします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
事務局からお答え願います。

事務局職員（磯和洋君）
お答えします。
処理番号1号については、小麦、また、処理番号5号については、野菜を作付けするということでございます。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
中山委員、いかがですか。

中山委員
ありがとうございます。
小面積で、現状、雑草が繁茂しているという状況の中で、畑になり得るという理解でよろしいのでしょうか。

議長（会長　齋藤孝夫君）
事務局からお答え願います。

事務局職員（磯和洋君）
お答えします。
現在は、雑草が繁茂しているということではございますが、耕耘をすることにより作付けできる畑になるという状況でございます。

中山委員
処理番号5号について、この申請者は、半年前にも所有権移転により農地を譲り受けた方と同一です。そのときも、確か野菜を作付けするということでした。最近まで、そこは雑草が非常に繁茂していましたが、現在は、きれいに雑草が刈り取られまして、なおかつ、防草シートを全面に張ってしまっています。今回も、譲り受ける360㎡の土地を耕すのか、少し違和感がありますが、受付段階ではいかがだったのでしょうか。

議長（会長　齋藤孝夫君）
事務局からお答え願います。

事務局職員（磯和洋君）
お答えします。防草シートについては、直近の状況は確認しておりませんでしたので、もう一度現地を確認しまして、今回の譲受人と同一ということであれば、耕作を促す方向で話をしたいと思います。さらに、

今回取得する農地についても、耕作するよう、こちらから指導していきたいと思います。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　中山委員、いかがですか。

中山委員
　計画変更をして、作付けをしなくても、ペナルティはない。農業委員会で注意勧告をする等の措置はないのでしょうか。ややもすると農業委員会が軽んじられるケースがあるのではと思います。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　貴重なご意見、ありがとうございます。
　防草シートを張るということは。耕作しないということになりますね。ということは、耕作目的として買っても違う目的になっているということになります。そのようなことに対しては、やはり行政から何らかの指導をすべきですね。事務局にお願いしたいと思います。
　その他、発言はありませんか。吉川委員。

吉川委員
　処理番号 1 号について、先ほど小麦の作付けという話でしたが、聞きましたところ、果樹を植えるような話もされていました。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　申請書には、小麦を作付けとあったのでしょうか。

事務局職員（磯和洋君）
　はい。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　内容が変わっても、果樹ですので、農地としてきちんと耕作してもらえれば問題はないですね。吉川委員、よろしいですか。

吉川委員
　はい。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　その他、発言はありませんか。飯塚委員。

飯塚委員
　処理番号 5 号について、現地調査で行きましたが、363 ㎡、狭い土地で、草が繁茂していました。野菜を作ると先ほど言われましたが、狭い土地で野菜を作るのは、どうかなという感じのところでした。

脇に事務所がありまして、その事務所の駐車場にするのではないかと違和感がありましたが。

議長（会長　齋藤孝夫君）
事務局からお答え願います。

事務局職員（磯和洋君）
お答えします。そのように懸念されるような状況ではあるかもしれませんが、こちらとしては耕作するよう指導して参ります。

議長（会長　齋藤孝夫君）
飯塚委員、よろしいですか。

飯塚委員
はい。

議長（会長　齋藤孝夫君）
その他、発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤　孝夫君）
異議なしと認め、左様決しました。
続いて、議案第２号、農地法第３条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）
３ページをご覧願います。
議案第２号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、１件の申請であります。ご説明申し上げます。
処理番号１号、申請地、大木地内、畑、1,452 ㎡、申請理由は、新規就農のため農地を借りるもので、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第３条第２項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。
以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 2 号）

処理番号 1 号：鶴見委員

議案第 2 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から南東へ約 600mにあり、大豆の作付けがされていました。9 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、借人には、自宅訪問にて行い、貸人にも、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤　孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

4 ページ並びに、参考資料の 1 ページをお開き願います。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、5 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、高道祖地内、畑、1,494 ㎡、申請理由は、日照条件が良好な申請地に、太陽光発電設備を設置したく譲受するものでございます。

参考資料は、3 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、申請地、高道祖地内、畑、985 ㎡、申請理由は、日照条件が良好な申請地に、太陽光発電設備を設置したく、譲受するものでございます。

5 ページ並びに、参考資料は、7 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、加養地内、畑、231 ㎡、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく譲受するものでございます。

参考資料は、9 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、申請地、新堀地内、畑、329 ㎡、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく譲受するものでございます。

参考資料は、11 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、申請地、下妻地内、3 筆、畑、合計 861 ㎡、申請理由は、住環境が良好な申請地に、建売住宅 3 棟を建築したく譲受するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局職員（磯和洋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は、4 ページ、参考資料は、1 ページ・2 ページです。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非 FIT 太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

参考資料は、3 ページ・4 ページです。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非 FIT 太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

議案書は 5 ページ、参考資料は、7 ページ・8 ページです。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

参考資料は、9 ページ・10 ページです。

処理番号 5 号、立地基準の農地区分につきましては 10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

参考資料は、11 ページ・12 ページです。

処理番号 6 号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域であることから、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画

など支障のない計画となっております。
　よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第 3 号）
処理番号 1 号：笠島委員
　議案第 3 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から南東へ約 550m にあり、ソバの作付けがされていました。9 月 18 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。
　ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号：笠島委員
　議案第 3 号　処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から南東へ約 600m にあり、休耕で、管理されていましたが、少し雑草が生えていました。9 月 18 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。
　ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号：草間委員
　議案第 3 号　処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、県立下妻第二高等学校第二運動場から南へ約 450m にあり、耕耘されていましたが、短い雑草が生えていました。9 月 18 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。
　ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号：草間委員
　議案第 3 号　処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、県立下妻第二高等学校第二運動場から南西へ約 750m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9 月 18 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。
　ご審議よろしくお願いします。

処理番号 6 号:稲川委員

議案第 3 号　処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、下妻市役所から北へ約 500m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9 月 18 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建売住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長　齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長　齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長　齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

6 ページ並びに、参考資料は、13 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、小島地内、畑、347 ㎡、申請理由は、実家に住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく借りるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局職員(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 6 ページ、参考資料は、13 ページ・14 ページです。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域であることから、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 4 号）

処理番号 1 号:平間委員

議案第 4 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、総上小学校から北へ約 350m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。9 月 18 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 5 号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

7 ページをご覧願います。

議案第 5 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、2 件の願出であります。

非農地証明は、現況が山林で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は、宅地になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、江地内、2 筆、畑、合計 382 ㎡、住宅への進入路となって 50 年以上経過するも、地目変更が未済のため、願出されたものであります。

処理番号 2 号、申請地、小島地内、畑、39 ㎡、住宅敷地となって 46 年経過するも、地目変更が未済のため、願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長　齋藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第5号)

処理番号1号:鶴見委員

議案第5号　処理番号1号について報告いたします。願出地は、上妻小学校から北へ約2㎞にあり、住宅への進入路となっていました。9月18日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、住宅への進入路となっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号2号:平間委員

議案第5号　処理番号2号について報告いたします。願出地は、総上小学校から北へ約350mにあり、住宅敷地となっていました。9月18日、地区委員2名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、住宅敷地となっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長　齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。羽賀委員。

羽賀委員

処理番号1号について、住宅への進入路ということですが、もともと奥にはその家があると思うので、進入路は他にはなかったのでしょうか。

議長(会長　齋藤孝夫君)

事務局からお答え願います。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。

接道としては2か所ありますが、片方には入り口がございませんで、もう1か所の方が今回の対象地ですが、こちらが、ふだんからの進入路として使われていたようでございます。以上でございます。

議長(会長　齋藤孝夫君)

羽賀委員、いかがですか。

羽賀委員

わかりました。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　その他、発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
　なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
　異議なしと認め、左様決しました。
　続いて、報告第 1 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（広瀬和男君）
　8 ページをお開き願います。
　報告第 1 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回 1 件の届出でございます。ご説明いたします。
　届出番号 1 号、届出地、江地内、4 筆、田及び畑、合計 2,049 ㎡、公益社団法人　茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る 8 月 20 日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。
　以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。
　続いて、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)
　9 ページをご覧願います。
　報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。
　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、9 ページから 12 ページまで、20 件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。
　以上でございます。

議長(会長　齋藤孝夫君)
　これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。
　以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。
以上を持ちまして、令和８年第９回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後２時13分）

議　長　　齋藤孝夫

署名委員　　飯島晴彦

署名委員　　飯村春夫